

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税の賦課に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

海老名市は、個人住民税の賦課事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

全職員が毎年セキュリティ研修を受講している。

評価実施機関名

神奈川県海老名市長

公表日

令和7年3月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税の賦課に関する事務
②事務の概要	地方税法、その他の地方税に関する法律及び条例に基づき、個人住民税の賦課決定とそれに関する調査を行う。 特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)や、地方税法等の規定に従い、以下の場合に使用する。 ①個人住民税の普通徴収・特別徴収の賦課決定 ②納税義務者への税額等の通知 ③賦課情報に基づく証明書の発行
③システムの名称	市・県民税課税システム等(MISALIO)、審査システム(eLTAX)、国税連携システム(e-TAX)、番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)、中間サーバー、市・県民税課税システム等(税務LAN)
2. 特定個人情報ファイル名	
市民税情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表24の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠となる項)第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠となる項)第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(48の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財務部 市民税課
②所属長の役職名	市民税課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	海老名市市長室文書法制課 〒243-0492 神奈川県海老名市勝瀬175番地の1 電話 046(235)4542
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	海老名市財務部市民税課 〒243-0492 神奈川県海老名市勝瀬175番地の1 電話 046(235)8594
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<p>〔 10万人以上30万人未満 〕 <選択肢></p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和4年8月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>〔 500人未満 〕 <選択肢></p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和4年8月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>〔 発生なし 〕 <選択肢></p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2) 又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[○] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------	----------	---

判断の根拠

9. 監査

実施の有無 [○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発 [十分に行っている] <選択肢>
1) 特に力を入れて行っている
2) 十分に行っている
3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [全項目評価又は重点項目評価を実施する]

最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「海老名市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例」及び「海老名市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例」を遵守し、特定個人情報等の適正な取り扱いのため、担当職員への必要最小限の権限の付与、個人情報保護やリスク対策に関する研修を受講している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月1日	I-5-② 所属長	市民税課長 石黒 貴博	市民税課長	事後	
令和1年6月1日	II-1 評価対象の事務の対象人数	平成27年8月1日 時点	令和元年5月1日 時点	事後	
令和1年6月1日	II-2 特定個人情報ファイル取扱者	平成27年8月1日 時点	令和元年5月1日 時点	事後	
令和1年6月1日	IV-1 提出する特定個人情報保護	記載なし ※様式変更による	基礎項目評価書	事後	
令和1年6月1日	IV-2 目的外の入手が行われるリスク	記載なし ※様式変更による	十分である	事後	
令和1年6月1日	IV-3 目的を超えた紐づけ、事務に	記載なし ※様式変更による	十分である	事後	
令和1年6月1日	IV-4 権限のない者によって不正に	記載なし ※様式変更による	十分である	事後	
令和1年6月1日	IV-5 委託先における不正な使用等	記載なし ※様式変更による	十分である	事後	
令和1年6月1日	IV-6 不正な提供・移転が行われる	記載なし ※様式変更による	十分である	事後	
令和1年6月1日	IV-7 目的外の入手が行われるリスク	記載なし ※様式変更による	十分である	事後	
令和1年6月1日	IV-8 特定個人情報の漏えい・滅失	記載なし ※様式変更による	十分である	事後	
令和1年6月1日	IV-9 監査実施の有無	記載なし ※様式変更による	十分である	事後	
令和1年6月1日	IV-10 従業員に対する教育・啓発	記載なし ※様式変更による	十分である	事後	
令和2年10月23日	II-1 評価対象の事務の対象人数	令和元年5月1日 時点	令和2年5月1日 時点	事後	
令和2年10月23日	II-2 特定個人情報ファイル取扱者	令和元年5月1日 時点	令和2年5月1日 時点	事後	
令和4年1月25日	I-1-③ システムの名称	市民税課税システム、審査システム(eLTAX)、 国税連携システム(e-TAX)、番号連携サーバー	市・県民税課税システム等(MISALIO)、審査システム(eLTAX)、国税連携システム(e-TAX)、 番号連携サーバー	事後	
令和4年1月25日	II-1 評価対象の事務の対象人数	令和2年5月1日 時点	令和3年8月1日 時点	事後	
令和4年1月25日	II-2 特定個人情報ファイル取扱者	令和2年5月1日 時点	令和3年8月1日 時点	事後	
令和4年9月20日	II-1 評価対象の事務の対象人数	令和3年8月1日 時点	令和4年8月1日 時点	事後	
令和4年9月20日	II-2 特定個人情報ファイル取扱者	令和3年8月1日 時点	令和4年8月1日 時点	事後	
令和7年3月28日	I-3 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表16の項	番号法第9条第1項 別表24の項	事後	
令和7年3月28日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表	事後	
令和7年3月28日	IV-8 人手を介在させる作業	—	人手を介在させる作業はない	事後	
令和7年3月28日	IV-11 最も優先が高いと考えられる対策	—	判断の根拠を追加	事後	